



埼玉県発行

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (南部振興) 一
- " (南西部振興) 二
- " (東部振興) 二
- " (") 二
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (西部振興) 二
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (北部振興本庄事務所) 三
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (NPO活動推進課) 三
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 四
- 身体障害者福祉法第十五条の医師の指定 (障害者福祉推進課) 四
- 身体障害者福祉法第十五条の医師の指定の変更届 六
- 身体障害者福祉法第十五条の医師の指定の辞退 六

- 大規模小売店舗の変更に関する公告 (商業支援課) 七
- 江袋溜井土地改良区の定款変更認可 (農村整備課) 八
- 長井土地改良区の定款変更認可 (") 八
- 県営土地改良事業嵐山北部地区(経営体育成基盤整備事業)の工事完了 (") 八
- 備前堀土地改良区の定款変更認可 (") 八
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課) 八
- 川越都市計画用途地域の変更の案内の縦覧 (都市計画課) 九
- 越谷都市計画用途地域の変更の案内の縦覧 (") 九
- 川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (") 九
- 川越都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写し (") 九

- の縦覧 (都市計画課) 九
- 上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業保留地の一般競争入札による処分公告 (伊奈新都市建設事務所) 九
- 埼玉県立上尾特別支援学校外二十四校で使用する電気を購入に関する落札結果 (教委・財務課) 一一
- 県道川越坂戸毛呂山線の供用の (") 一一

- 開始 (飯能県土) 一一
- 開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター) 一一
- 開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター) 一二
- 開発行為に関する工事の完了公告 (") 一二
- 運転免許取得者教育認定の公示 (運転免許課) 一二

告示

埼玉県告示第九百七十二号
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年七月七日
 埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
 平成二十一年六月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人すこやか文化交流協会

三 代表者の氏名
 女屋 栄一

四 主たる事務所の所在地
 埼玉県川口市西川口一丁目三四番一

○号共栄ビル三階

五 定款に記載された目的
 この法人は、あらゆる分野の人々が形式的にとらわれず、自由な立場で実践的に、広い地域のまちづくり推進を図り、文化・芸術とスポーツの振興及び保健・医療と福祉の増進のため、男女共同参画社会の形成を促進させ、地域の関係行政機関及び民間団体と住民が

草の根的交流のもとに活動を展開し、その地域の文化的で健康な暮らしを実現させ、地域の発展と生活の安定向上に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百七十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年七月七日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年六月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人のか介護サ

ビス

三 代表者の氏名

齋藤 匡人

四 主たる事務所の所在地

和光市白子三丁目十六番一号

五 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、要介護者に対し、心身ともに健やかで当たり前の生活ができるようにヘルパーにより自立支援を促し、要介護者の社会的自立に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、要介護者に対し、心身ともに健やかで当たり前の生活ができるようにあらゆる介護手段を講じることにより自立支援を促し、要介護者の社会的自立に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百七十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を

申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県

NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供す

る。

平成二十一年七月七日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年六月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人親子サポートぼ

つぼ

三 代表者の氏名

大塚 節子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏三三

九九番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地域において子育て中の家族に支援活動を広く行い、家庭教育の充実と子どもたちが安心して心豊かに育つことが保障される地域社会の実現に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百七十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支

予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年七月七日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年六月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人越谷市手をつな

ぐ育成会・友

三 代表者の氏名

高野 淑恵

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市上間久里一〇一六番地

五

五 定款に記載された目的

この法人は、越谷市内の知的に障害を持つ人々に日中活動の場を提供し、自立に向けてあらゆる支援と介助を行うと共に、知的に障害を持つ人々がすべての人々と同等に、共に心豊かな地域生活を送ることができるとを目標として社会参加が出来るよう、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百七十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律

第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地区振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年七月七日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年六月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人サマリア

三 代表者の氏名

黒川 京子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市大字北秋津八百七十六番地二所沢コーポラスB棟四百十二号室

五 定款に記載された目的

この法人は、生活困窮者に対し、社会福祉士等が生活全般に渡る支援を総合的に、社会福祉に寄与すること

を目的とする。

埼玉県告示第九百七十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年七月七日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年六月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

(変更前) 特定非営利活動法人埼玉国際親善交流友好協会若葉会

(変更後) 特定非営利活動法人スプリングス本泉

三 代表者の氏名

木村 登志男

四 主たる事務所の所在地

埼玉県本庄市児玉町河内三十四番地

五 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、わが国の高齢化社会に対応するため、介護を必要とする高齢者、身体障害者または知的障害者の方に対して必要な身体介護、生活支援など全般的な介護活動を行い、社会福祉に貢献するとともに、

中学校の学級崩壊、いじめ、不登校などの問題解決、また昨今子どもが被害者となる誘拐・殺人事件などの凶悪犯罪事件から子どもを守るため、行政と保護者との連携を深め防犯のまちづくりに推進し、次代の国際社会の一翼を担う青少年に対しては国際的視野の拡大を目指すため、東南アジア諸国と同世代の青少年との学術、文化、芸術などの交流を促進する一方、わが国の農業技術をはじめとする高度な先進技術を当該国にて実地指導する。また、わが国には多くの外国人が在留しているが、言葉や慣習、或いは外国人であるという理由で差別的待遇を受けている外国人が多く、これらの方に対してわが国、わが地域で生きがいのある生活を送ってもらえるよう、様々なサポートを提供することで、国際社会の一員であるわが国への理解の増進に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、本庄市児玉町本泉地域を中心に、地域福祉の増進、環境の保全、国際交流の推進すること等社会の発展に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百七十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年七月七日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年六月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人埼玉ICT普及協会

三 代表者の氏名

牛山 茂

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市緑区大字中尾二三四番地四一〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、「どこでも、誰もがコンピュータを自在に使える」という時代に、市民のパソコンスキルアップ志向に合致した魅力あるカリキュラムを準備し、熟練のパソコンインストラクターが自らのスキルや経験を社会に還元して、市民にパソコンライフの楽しさを伝え、また更に、シニアのパソコン指導者を育成して、地域での活動の場をつくり、社会貢献の輪をひろげ、パソコン活用の普及と、行政が目指す

電子自治体の推進を目的とする。

埼玉県告示第九百七十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.saitamaken-npo.net/))により縦覧に供する。

平成二十一年七月七日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人生活介護ネットワーク

三 代表者の氏名

井上 榮

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市見沼区中川二九九一

五 定款に記載された目的

生活介護ネットワークは、高齢社会にあつて、安心して老後を迎えることができる充実した福祉制度、および地域社会実現のために、年齢、性別、職業を越えた幅広い層の人々がともに考え、学び、行動する会です。私たちの会は、市民が求める福祉について調査、研究、提言するとともに、高齢者障害者等、市民の生活自立を支援するサービスを提供することを通じて、よりよい市民社会を目指します。

埼玉県告示第九百八十号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則(平成五年埼玉県規則第三十

九号)第一条の規定により告示する。

平成二十一年七月七日

埼玉県知事 上田清司

医師の氏名	指定障害区分	診療科名	医療機関	の名称	医療機関の所在地	指 定 年 月 日
佐々木 淳	視覚障害	眼 科	佐々木眼科医院		和光市新倉一―二―六七和光駅前ビル五階	平成二十一年 六月 八日
横 島 豊	視覚障害	眼 科	医療法人一心会 伊奈病院		北足立郡伊奈町小室九四一九	同
渡 邊 直 人	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、	耳鼻咽喉科	わたなべ耳鼻咽喉科クリニック		羽生市藤井下組一四六一―一	同
尾 方 克 久	平衡機能障害	神 経 内 科	独立行政法人国立病院機構 東埼玉病院		蓮田市黒浜四一四七	同
洲 川 明 久	そしやく機能障害	リハビリテーション科	埼玉県立循環器・呼吸器病センター		熊谷市板井一六九六	同
加 藤 馨	音声・言語機能障害	リハビリテーション科	かとう整形外科・リハビリテーション科		志木市本町五―二―二―二九	同
文 村 優 一	平衡機能障害、音声・言語機能障害、	神 経 内 科	埼玉県総合リハビリテーションセンター		上尾市西貝塚一四八一―一	同
門 間 一 成	そしやく機能障害	肢 体 不 自 由	防衛医科大学校病院		所沢市並木三―二―二	同

神谷達司	神宝知行	角田朗	加藤剛	高橋雅足	里見嘉昭	加藤広久	齋藤昭彦	榎本光宏	永山寛	門倉愛	峰田自章	竹内真	野原広明	日野太郎	後藤あかね	亀田典佳	中川博通	文村優一	平塚建太郎	飯田隆史	三田謙	島野靖正	泉野誠	川崎宗泰	内田耕	藤原寛樹	高山賢哉	相良博典	遠藤健	陳尚顯	佐藤貴弘	
肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	心臓機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	じん臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害
神経内科	神経内科	脳神経外科	リハビリテーション科	整形外科	整形外科	整形外科	整形外科	整形外科	神経内科	神経内科	神経内科	整形形成外科	整形形成外科	整形形成外科	整形形成外科	整形形成外科	整形形成外科	整形形成外科	整形形成外科	整形形成外科	整形形成外科	整形形成外科	整形形成外科	整形形成外科	呼吸器科	呼吸器科	呼吸器科	呼吸器科	呼吸器科	呼吸器科	呼吸器科	
神谷医院	独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	越谷市立病院	埼玉みさと総合リハビリテーション病院	医療法人三誠会 川口誠和病院	医療法人向英会 高田整形外科病院	かとう整形外科・リハビリテーション科	医療法人財団聖蹟会 埼玉県央病院	獨協医科大学越谷病院	神谷医院	あねとすホームケア診療所	医療法人社団和風会 所沢リハビリテーション病院	ゆりのき皮膚科形成外科	埼玉医科大学国際医療センター	国立障害者リハビリテーションセンター病院	国立障害者リハビリテーションセンター病院	医療法人啓仁会 平成の森・川島病院	医療法人早仁会 久喜メディカルクリニック	埼玉県総合リハビリテーションセンター	平塚整形外科クリニック	医療法人財団石心会 狭山病院	埼玉県総合リハビリテーションセンター	深谷赤十字病院	医療法人財団明理会 イムス富士見総合病院	医療法人社団愛友会 三郷中央総合病院	医療法人社団愛友会 三郷中央総合病院	獨協医科大学越谷病院	獨協医科大学越谷病院	獨協医科大学越谷病院	医療法人財団明理会 イムス富士見総合病院	朝霞台中央総合病院	埼玉医科大学国際医療センター	
草加市吉町三一―三	和光市諏訪二―一	越谷市東越谷一〇―四七―一	三郷市新和五―二〇七	川口市江戸三―三五―四六	新座市野火止六―五―二〇	志木市本町五―二二―二九	桶川市坂田一七二六	越谷市南越谷二―一―五〇	草加市吉町三一―一三	深谷市人見一九七五	所沢市中富一〇一六	南埼玉郡白岡町野牛二三四〇―一	日高市山根一三九七―一	所沢市並木四―一	所沢市並木四―一	比企郡川島町畑中四七八―一	久喜市下早見一八三―一	上尾市西貝塚一四八―一	富士見市鶴馬三三七―一	狭山市鶴ノ木一―三三	上尾市西貝塚一四八―一	深谷市上柴町西五―八―一	富士見市鶴馬一九六七―一	三郷市幸房七四五	三郷市幸房七四五	越谷市南越谷二―一―五〇	越谷市南越谷二―一―五〇	越谷市南越谷二―一―五〇	富士見市鶴馬一九六七―一	朝霞市西弁財一―八―一〇	日高市山根一三九七―一	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

松本匡史	ぼうこう又は直腸機能障害	外科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二一―一五〇	平成二十一年六月八日
奥山隆	ぼうこう又は直腸機能障害	外科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二一―一五〇	同
伊原治	ぼうこう又は直腸機能障害	外科	藤間病院	熊谷市末広二一―一三七	同
村山猛男	ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	医療法人社団秀栄会	所沢市下安松一五五九―一	同
伊原治	小腸機能障害	外科	藤間病院	熊谷市末広二一―一三七	同

埼玉県告示第九百八十一号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十一年七月七日

埼玉県知事 上田清司

医師の氏名	指定障害区分	変更事項	変	更	前	変	更	後	変	更	年	月	日
梅津達也	心臓機能障害	医療機関名 行田協立診療所	変	更	前	変	更	後	変	更	年	月	日
石崎綾乃	視覚障害	医療機関名 行田市本丸一八―三	変	更	前	変	更	後	変	更	年	月	日
大久保忠男	肢体不自由	医療機関名 深谷赤十字病院	変	更	前	変	更	後	変	更	年	月	日
壽美周平	ぼうこう又は直腸機能障害	医療機関名 深谷市上柴町西五―八―一	変	更	前	変	更	後	変	更	年	月	日
穂吉真	肢体不自由	医療機関名 武南病院	変	更	前	変	更	後	変	更	年	月	日
泉一誠	肢体不自由	医療機関名 川口市東本郷二〇二六	変	更	前	変	更	後	変	更	年	月	日
当銀正幸	心臓機能障害	医療機関名 川口市東本郷二〇二六	変	更	前	変	更	後	変	更	年	月	日
白川哲也	肢体不自由	医療機関名 川口市東本郷二〇二六	変	更	前	変	更	後	変	更	年	月	日
張禎浩	肢体不自由	医療機関名 川口市東本郷二〇二六	変	更	前	変	更	後	変	更	年	月	日
前田晃宏	肢体不自由 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害	医療機関名 川口市東本郷二〇二六	変	更	前	変	更	後	変	更	年	月	日
小林正幸	ぼうこう又は直腸機能障害	医療機関名 川口市東本郷二〇二六	変	更	前	変	更	後	変	更	年	月	日

大島逸馬	小腸機能障害	所在地	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	平成二十一年四月一日
吉井大	じん臓機能障害	所在地	医療法人一心会 伊奈病院	医療法人蒼龍会 武蔵嵐山病院	
	視覚障害	所在地	北足立郡伊奈町小室九四一九	比企郡嵐山町太郎丸一三五	
	医療機関名	所在地	国立障害者リハビリテーションセンター	上福岡駅前アイクリニック	平成二十一年六月十二日
	医療機関名	所在地	所沢市並木四一	ふじみ野市上福岡六四四五メディカルセンター上福岡階	

埼玉県告示第九百八十二号

身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第三条第二項の規定により指定の辞退があったので、身体障害者福祉法施行細則(平成五年埼玉県規則第

三十九号)第一条の規定により告示する。
平成二十一年七月七日

埼玉県知事 上田清司

医師の氏名 指定障害区分 医療機関の名称

井上淳一	肢体不自由	新座病院	新座市堀ノ内三一四一三〇	医療機関の所在地	平成二十一年二月二十八日
金浩澤	肢体不自由	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八		平成二十一年三月十二日
福元晃	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、	東埼玉総合病院	北葛飾郡杉戸町清地二二一一		平成二十一年三月十八日

そしやく機能障害

風間明日香	肢体不自由	越谷市立病院	越谷市東越谷一〇一四七一		平成二十一年三月三十一日
雪竹修司	肢体不自由	埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚一四八一		平成二十一年三月三十一日
山田博之	肢体不自由	埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚一四八一		平成二十一年三月三十一日
三浦義治	肢体不自由	埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚一四八一		平成二十一年三月三十一日
加藤宏一	肢体不自由	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会桑橋病院	北葛飾郡栗橋町小右衛門七二四一六		平成二十一年三月三十一日
岡田俊一	肢体不自由	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会桑橋病院	北葛飾郡栗橋町小右衛門七二四一六		平成二十一年三月三十一日
小林裕幸	免疫機能障害	防衛医科大学校病院	所沢市並木三一		平成二十一年三月三十一日
谷崎義徳	肢体不自由	北里大学北里研究所メディカルセンター病院	北本市荒井六一〇〇		平成二十一年四月一日
原真人	呼吸器機能障害	北里大学北里研究所メディカルセンター病院	北本市荒井六一〇〇		平成二十一年四月一日
加藤亮子	肢体不自由	特定医療法人俊仁会 秩父第一病院	秩父市中村町二一八一四		平成二十一年四月二十八日
新津義文	じん臓機能障害	医療法人財団石心会 狭山病院	狭山市鶴ノ木一三三		平成二十一年四月三十日
高木和敬	肢体不自由	医療法人社団 堀ノ内クリニック	新座市堀ノ内三一		平成二十一年四月三十日

埼玉県告示第九百八十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により
公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年七月七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ト ステムビバ白岡店

南埼玉郡白岡町西六丁目五番地一 ほか

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 駐車場 位置 図面省略 収容台数 二四九台

(変更後) 駐車場 位置 図面省略 収容台数 二二七台

出入口の数及び位置

(変更前) 出入口 位置 図面省略 数 六箇所

(変更後) 出入口 位置 図面省略 数 五箇所

ハ 変更年月日

平成十九年五月三十一日

ニ 届出年月日

平成二十一年六月二十四日

三 縦覧期間

平成二十一年七月七日から平成二十一年十一月九日まで

四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

イ 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

ロ 意見書提出期間

平成二十一年七月七日から平成二十一年十一月九日まで

ハ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第九百八十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十一年六月三十日認可した。

平成二十一年七月七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

江袋溜井土地改良区

二 事務所の所在地

熊谷市

埼玉県告示第九百八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十一年六月三十日認可した。

平成二十一年七月七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

長井土地改良区

二 事務所の所在地

熊谷市

埼玉県告示第九百八十六号

県営土地改良事業嵐山北部地区(経営体育成基盤整備事業)の工事を平成二十一年六月十三日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

る。

平成二十一年七月七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第九百八十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十一年七月二日認可した。

平成二十一年七月七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

備前堀土地改良区

二 事務所の所在地

北埼玉郡騎西町

埼玉県告示第九百八十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十一年七月七日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇八―二〇〇号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

比企郡ときがわ町大字玉川字日野原 八七四―一、八七四―七

三 雨水流出抑制施設の容量
容量 一六八二・〇立方メートル

埼玉県告示第九百八十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年七月七日

埼玉県知事 上田 清司

一 都市計画の種類及び名称

川越都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

川越市大字今福、砂、下新河岸及び寺尾の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、埼玉県飯能県土整備事務所、埼玉県東松山県土整備事務所、川越市都市計画部都市計画課、日高市都市整備部都市計画課及び川島町都市整備課

四 縦覧期間

平成二十一年七月七日から平成二十一年七月二十一日まで

埼玉県告示第九百九十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する

同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年七月七日

埼玉県知事 上田 清司

一 都市計画の種類及び名称

越谷都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

越谷市東町六丁目、七丁目、川柳町六丁目の全部、及び東町四丁目大成町五丁目の各一部、吉川市大字道庭、大字中曾根の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、越谷市都市整備部都市計画課、吉川市都市建設部都市計画課、松伏町まちづくり整備課

四 縦覧期間

平成二十一年七月七日から平成二十一年七月二十一日まで

埼玉県告示第九百九十一号

川越市から川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年七月七日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第九百九十二号

川越市から川越都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年七月七日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第九百九十三号

上尾都市計画事業伊奈特定土地地区画整理事業保留地処分規程(平成十八年埼玉県告示第八百二二号)第一条の規定により、一般競争入札による保留地の処分について、次のとおり公告する。

平成二十一年七月七日

埼玉県知事 上田 清司

一 保留地の位置、地積及び予定価格
イ 入札物件番号一

(1) 位置

伊奈特定土地地区画整理事業八十九街区十画地(北足立郡伊奈町大字羽貫八百五番地外)

(2) 地積

二百二十七・五四平方メートル

(3) 予定価格

千七百三十八万四千五十六円

ロ 入札物件番号二

(1) 位置

伊奈特定土地地区画整理事業八十九街区十一画地(北足立郡伊奈町大字羽貫八百七番地一外)

(2) 地積

二百二十七・五四平方メートル

(3) 予定価格

千四百六十三万八千二百二十二円

ハ 入札物件番号三

(1) 位置

伊奈特定土地地区画整理事業二百三十四一街区四画地(北足立郡伊奈町大字小針内宿千六百九十八番地一外)

(2) 地積

百二十五・四九平方メートル

(3) 予定価格

千七十八万五千四円

ニ 入札物件番号四

(1) 位置

伊奈特定土地地区画整理事業二百三十四一街区十四画地(北足立郡伊奈町大字小針内宿千六百九十四番地二外)

(2) 地積

二百・〇〇平方メートル

(3) 予定価格

九百六十四万円

ホ 入札物件番号五

(1) 位置

伊奈特定土地地区画整理事業二百

三十四―二街区十五画地(北足立郡伊奈町大字小針内宿千六百八十九番地二)

(2) 地積
百四十・四五平方メートル

(3) 予定価格
八百六十三万七千六百七十五円

へ 入札物件番号六

(1) 位置
伊奈特定土地区画整理事業二百

四十一街区十五画地(北足立郡伊奈町大字小針新宿五百九十六番地一外)

(2) 地積
二百四・九五平方メートル

(3) 予定価格
千二百八十九万三千五百五十五円

ト 入札物件番号七

(1) 位置
伊奈特定土地区画整理事業二百

四十一街区十六画地(北足立郡伊奈町大字小針内宿千七百十番地一外)

(2) 地積
二百十・八四平方メートル

(3) 予定価格
千百万五千八百四十八円

二 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

ロ 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ハ 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条の規定による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成十一年法律第二十二号)第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

ニ 次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、その事実があった後二年を経過していない者

(1) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(2) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(3) (1)又は(2)のいずれかに該当する事実があった後二年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ホ 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成八年六月十三日付け出物第八十号)に基づく指名停止期間中である者

ヘ 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成二十一年三月三十一日付け入審第五百十三号)に基づく入札参加停止期間中である者

ト 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置

置要綱(平成二十一年四月一日付け入審第九十七号)に基づく入札参加除外措置を受けている者

チ 都道府県税(都道府県民税、法人県民税、法人事業税又は個人事業税)の滞納がある者

リ 上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業保留地処分規程で定める方法により契約代金を支払うことができない者

三 入札参加申込み受付の期間及び場所

イ 期間
平成二十一年七月二十七日(月)から同月三十一日(金)まで
午前九時から正午まで及び午後一時から五時まで

ロ 場所
北足立郡伊奈町大字小室九千四百五十四番地一 埼玉県伊奈新都市建設事務所

四 入札及び開札の日時及び場所

イ 日時
(1) 入札物件番号一
平成二十一年八月十二日(水) 午前十時

(2) 入札物件番号二
平成二十一年八月十二日(水) 午前十時三十分

(3) 入札物件番号三
平成二十一年八月十二日(水) 午前十一時

(4) 入札物件番号四

平成二十一年八月十二日(水) 午前十一時三十分

(5) 入札物件番号五
平成二十一年八月十二日(水) 午後一時三十分

(6) 入札物件番号六
平成二十一年八月十二日(水) 午後二時

(7) 入札物件番号七
平成二十一年八月十二日(水) 午後二時三十分

ロ 場所
北足立郡伊奈町大字小室九千四百五十四番地一 埼玉県伊奈新都市建設事務所二階会議室

五 入札保証金
入札参加者の見積もる入札金額の百分の五以上の額(入札参加資格審査後郵送される納付書兼領収書により納付すること。)

六 入札の無効
次のイからリまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

イ 入札者の押印のない入札書によるもの

ロ 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書によるもの

ハ 押印された印影が明らかでない入札書によるもの

ニ 入札に参加する資格のない者がしたもの

ホ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの
 ヘ 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの
 ト 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 チ 他の入札者の代理を兼ねた者がしたもの
 リ 二以上の入札書を提出した者がしたもの又は二以上の者の代理をした者がしたもの
 七 落札者の決定方法
 落札者は、埼玉県が定めた予定価格

以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。
 ハ その他
 イ 入札参加要領及び入札参加申込書は、埼玉県伊奈新都市建設事務所において配布する。
 なお、郵送を希望する者は、同事務所に電話で請求すること。
 ロ 入札に關し不明な点は、埼玉県伊奈新都市建設事務所(電話〇四八—七二二—二一七五)に問い合わせること。

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。
 平成二十一年七月七日
 埼玉県知事 上田 清司
 1 購入等件名及び数量
 埼玉県立上尾特別支援学校外24校で使用する電気 予定使用電力量
 4,638,300キロワット時
 ※ 平成21年4月1日付けで養護学校から特別支援学校に名称変更をしている。
 2 契約に關する事務を担当する部局の名称及び所在地
 埼玉県教育局教育総務部財務課学校

予算経理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
 3 落札者を決定した日
 平成21年5月15日
 4 落札者の氏名及び住所
 株式会社エネット 東京都港区芝公園1丁目8番12号
 5 落札金額
 104,163,915円
 6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
 7 入札の公告を行った日
 平成21年3月24日

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十七号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十一年七月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。
 平成二十一年七月七日
 埼玉県飯能県土整備事務所長 蓮池 博

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
川越坂戸毛呂山線	鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字椿山裏三二一番一地先	平成二十一年七月七日	平成二十年三月十八日付け埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十六号の道路予定区域の供用の開始である。住宅市街地盤(道路)整備事業による。 延長七・〇〇メートル

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十五号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に關する工事が完了したので、公告する。
 平成二十一年七月七日
 埼玉県川越建築安全センター所長 若林 祥文
 一 許可番号
 平成十九年十二月二十一日
 指令東整第一九〇一一七〇号

二 検査済証番号

平成二十一年六月三十日

第二一〇〇四二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字羽尾字西打越五一
一八一十三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県熊谷市押切二六五三―四八
小野寺 美由紀

埼玉県川越建築安全センター所長告示第
四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第二十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。
平成二十一年七月七日
埼玉県川越建築安全センター所長
若林 祥文

許可番号

一

平成二十一年六月十八日

指令川建セ第二一〇〇五二二号

二 検査済証番号

平成二十一年六月三十日

第二一〇〇四八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡ときがわ町大字玉川字日野原
八七四―一、八七四―七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区日本橋三―一二―二

東プレ埼玉株式会社 代表取締役
荒井侃一

埼玉県川越建築安全センター所長告示第
四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第二十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。
平成二十一年七月七日
埼玉県川越建築安全センター所長
若林 祥文

許可番号

一

平成二十一年六月十九日

指令川建セ第二一〇〇三二二号

二 検査済証番号

平成二十一年七月一日

第二一〇〇四七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字江綱字裏屋敷一一
九三―一、一一九四―一、一一九五―
一、一一九八―一、一二〇〇―一、一
二〇一―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区芝浦一丁目一番一号
コスモ石油株式会社 代表取締役

木村 彌一

埼玉県公安委員会告示第191号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の2第1項の規定により次の者
を運転免許取得者教育施設として認定したので、同条第2項の規定により公示す
る。
平成21年7月7日
埼玉県公安委員会委員長 高 梨 邦 彦

運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)
第1条第8号の課程

名称及び住所並びに 代表者の氏名	運転免許取得者教育を行う 施設の名称及び所在地	教育課程の 名称	認定を行った 年月日
滝野川自動車株式会社 東京都目黒区東山2丁目 10番8号 鈴木 和江	埼玉とだ自動車学校 戸田市大字新曾20番地	セーファナイー ドライバ教育	平成21年6月11 日

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 号 〇四八―八二四―二二二―(代表)
印刷所	埼玉県警ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇―(代表)